

1. 免除の根拠

国際機構が法的には条約により設立されることは、これまでに見てきたとおりである。では、物理的な設立についてはどうか。国際機構は、国家と異なり領域を持たない。そこで、実際に活動しようとするれば、いずれかの国の領域内に施設を置き、人を配置する必要が出てくる。

国家は、たとえ当該国際機構の構成国であろうとも、国際機構の施設を自国領内に受け入れる一般国際法上の義務を負わない¹。もっとも、国際機構の設立文書には、当該国際機構の本部が置かれる国を明記するもの（例、[国連海洋法条約](#)²156 条 4 項）があり、その場合、当該国が当該設立文書の当事国となる場合は、当該国際機構を受け入れる義務を負うことになる。そのような規定がない場合、また、国際機構がそのようにして明示された国以外の国に何らかの拠点を置く場合、国際機構と当該国際機構の施設を受け入れる国との間に条約が締結され、それにより受入条件が定められる。たとえば、国連は[米国と本部協定](#)を締結しており、かつ、国連が施設を置く各国と類似の条約を締結している（例、[国連環境計画](#)に関する[ケニアとの条約](#)、[国連大学](#)に関する[日本との条約（続）](#)、[国連ジュネーブ事務局](#)の特権免除に関する[スイスとの条約](#)）。もちろん、設立文書により本部が置かれる国が明記される国際機構であっても、当該国際機構と領域国との関係について具体的なことを定めるために同様の条約が締結される（例、[国際海底機構とジャマイカとの本部協定](#)）。

国際機構がいずれかの国の領域で活動する場合、当該国の国内法に服することになる。たとえば、国連大学が日本でビルの賃貸借を行う場合、日本法に従うことになる。しかし、国際機構がいずれかの国の国内法に全面的に服するとすると、当該国際機構の活動に対して大きな支障となり得る。そこで、国際機構には免除（immunities）が与えられるのが通常である。免除とは、法の適用を一定の範囲で受けないことである。たとえば、[国連憲章](#) 105 条に定められており、[国連特権免除条約](#)によりさらに詳しく定められている。

日本は、他にも、以下のような条約を締結している。

- [国際移住機関との特権免除協定](#)
- [EC 委員会代表部（現 EU 代表部）の設置及び特権・免除協定](#)
- [国連環境計画との国連環境計画国際環境技術センター協定](#)

¹ 国際司法裁判所は、WHO の地域事務局の移転構想に関して生じた対立について要請された [WHO とエジプトとの間の協定に関する勧告的意見](#)（1980 年）において、地域事務局に関する WHO とエジプトとの関係は、両者間の合意に基づく契約的關係であることを指摘している（意見パラ 43）。

² 国連海洋法条約は、[国際海底機構](#)の設立文書という性質も有する。国際海底機構については国際法（総論・領域）で学ぶ。

- [OECD との特権免除協定](#)
- [APO との特権免除協定](#)
- [国際熱帯木材機関との本部協定](#)

やや変わっているのは、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」である。外務省サイトからはダウンロードが面倒なので、この条約が掲載されている[国連条約集 214 巻をダウンロード](#)して（重い）、その 51 頁以下を参照されたい。協定前文を読めば、国連のどの「軍隊」に関する協定であるかが判る。そして、その軍隊及びその関係者が日本においてどの程度の特権免除を享有しているか、条文を読んでみていただきたい。

国について言えば、国自身にも、その職員にも、一定の範囲で免除が認められる。たとえば、国家は外国の国内裁判所において訴えられることはない（国家免除（State immunity）あるいは主権免除（sovereign immunity）という）³し、外交官は派遣先の国の国内裁判所において訴えられることはない（外交免除（diplomatic immunity））⁴。これらについての詳細は国際法（総論・領域）で学んでいるとして、ここではそれらの基礎に相互性（reciprocity）があることを思い出しておけば足りる。つまり、たとえば日本の外交官が韓国で免除を受けるのと同様、韓国の外交官も日本で免除を受ける。そのため、免除がどの範囲で認められようとも、国家間に不公平は生じない。

ところが、国際機構の場合、相互性はそもそもあり得ない。たとえば、国連は、日本において、上記国連憲章 105 条・国連特権免除条約などに基づき、一定の免除を享有する⁵。これに対し、「日本は国連においてどの程度の免除を享有するか」を議論することはナンセンスである。国連には「国内」裁判所はなく、「国内」不法行為法も「国内」刑法もない。では、にもかかわらず国家が国際機構に免除を認める条約（国連憲章や上記特権免除⁶協定など）を締結するのは、なぜだろうか⁷。

³ 参照、酒井啓亘ほか『[国際法](#)』（有斐閣、2011 年）第 1 編第 2 章第 3 節 1。

⁴ 参照、酒井ほか・前掲注 3・第 1 編第 1 章第 2 節 4(2)。

⁵ 日本が国連特権免除条約に 1963 年に加入するまで、日本における国連の免除は[国際連合の特権および免除に関する国際連合と日本国との間の協定](#)により規律されていた。この協定は、国連特権免除条約への加入に伴い、協定 11 条 2 項に基づき廃棄された〔外務省告示 155 号、官報 11059 号・昭和 38（1963）年 10 月 25 日〕。

⁶ 「特権（privileges）」は通常与えられていないが例外的に与えられる権利を、「免除（immunities）」は通常課される義務から免れる資格を指す。ここでは、国際機構の責任を追及する場面を想定しているので、免除の方が重要である。もっとも、特権と免除との区別に神経質になる意味はあまりない。

⁷ ちなみに、国連法務部は、国連特権免除条約の“standards and principles”は一般国際法規則になっていると理解している（[United Nations Juridical Yearbook](#), 1967, p. 314, para. 11）。かなり大胆な主張であり、一般には認められていない。例、[Groupement d'entreprises Fougerolles c. CERN](#) スイ

2. 職員の免除 具体例

国際機構が享有する免除の内容・範囲を決定するのは、個々の条約である。国連について言えば、国連憲章 105 条のほか、それを詳細化する国連特権免除条約や[専門機関特権免除条約](#)（Volume in PDF の v33.pdf をクリックして、その 261 頁）があり、さらに、上記日本との国連大学に関する協定など、個別の国とさらに具体化した特権免除条約がある。これら条約で定める特権免除の内容が同一であるとは限らず、具体的場面においてはどの条約が適用されるのか、丁寧に考える必要がある。

国際通貨基金（IMF）を例に見てみよう。IMF のトップは専務理事（Managing Director）というが、10 年ほど前に専務理事であった [Dominique Strauss-Kahn](#) はニューヨークでいろいろと問題を起こした。以下、いずれも日経記事である。

- IMF 専務理事を性的暴行容疑で訴追 2011 年 5 月 15 日

【ワシントン＝御調昌邦】ニューヨーク市警は 15 日、国際通貨基金（IMF）のストロスカーン専務理事を性的暴行の疑いで逮捕し、当局が訴追したことを明らかにした。米メディアによると、14 日にホテル従業員に暴行した疑いで、ニューヨークの空港からパリに出発する直前に拘束された。

IMF のアトキンソン報道官は 15 日に声明を出し、ストロスカーン専務理事が性的暴行容疑で逮捕されたことについて「事件についてはコメントできない」と語った。「IMF は完全に機能している」として、逮捕が IMF の業務に影響しないとの認識を示した。

ただ IMF は同専務理事を支えてきたリプスキー筆頭副専務理事が任期満了で 8 月末に退任すると発表済み。欧州危機への支援などで重要な局面が続くなか、組織のガバナンス（統治）に影響が出る懸念もある。

ストロスカーン専務理事の弁護士はロイター通信に対し、同専務理事が容疑を否認する方針であることを明らかにした。

ストロスカーン専務理事はフランス財務相などを経て、2007 年 11 月に IMF トップの専務理事に就任。08 年には、元女性職員との不適切な交際で職権乱用などの疑惑が持たれていたが、外部調査の結果、職権乱用などはなかったとして、続投する経緯になったことがある。

- IMF 前専務理事の訴追取り下げ決定 NY 裁判所 2011 年 8 月 24 日

ニューヨークの裁判所は 23 日、国際通貨基金（IMF）のストロスカーン前専務

ス連邦裁（＝最高裁）判決 1992 年 12 月 21 日。下記ニューヨーク州最高裁判決も参照。

理事への性的暴行罪の訴追取り下げを認めると決定した。ストロスカーン前専務理事はホテル女性従業員への性的暴行罪で起訴されていたが、同従業員の証言などに矛盾があり、検査当局が訴追取り下げを申請していた。（米州総局）

ただし、この刑事事件とは別に、民事訴訟も提起されていた。

- IMF 前トップを民事提訴 暴行告訴のホテル従業員 2011 年 8 月 9 日

【ニューヨーク＝共同】国際通貨基金（IMF）前専務理事ストロスカーン被告（62）に性的暴行を受けたとして告訴した米ニューヨークのホテル女性従業員ナフィサトゥ・ディアロさん（32）が 8 日、ストロスカーン被告に対する民事訴訟をニューヨークの裁判所に起こした。具体的な損害賠償請求額は示されていない。AP 通信が伝えた。

訴状でディアロさん側は、同被告が「野蛮で暴力的な攻撃を加え、ディアロさんの女性としての尊厳を奪った」と主張。心の痛みからの完全な回復は不可能とした。

この民事訴訟において、Strauss-Kahn は免除を主張した。ニューヨーク州最高裁は Strauss-Kahn による免除の主張を退けている（[Diallo v. Strauss-Kahn, Supreme Court of the State of New York \(County of the Bronx\), Decision Index No. 307065/11, May 1, 2012](#)）⁸。判旨は大要以下のとおり。

- IMF 協定 9 条 8 項(i)は、IMF の職員は “shall be immune from legal process with respect to acts performed by them in their official capacity except when the Fund waives this immunity”（強調追加）と定めている。（3 頁）
- 他方、専門機関特権免除条約（上記）6 条 21 項は、専門機関の長は外交官と同様の特権免除を持つと定めている。しかし、
 - 米は同条約の当事国ではなく、本件には適用されない。
 - 同条約は慣習国際法を反映していない。
 - ✧ 当事国数が少なく、特に、国際機構の本部を多く抱えているスイス⁹・エティオピア・米が当事国となっていない。
 - ✧ 専門機関は同条約の内容を変更することができ（1 条 2 項）、実際に IMF も変更している（附属書 II）。

⁸ ちなみに、Strauss-Kahn 辞任後に専務理事に選任された [Christine Lagarde](#)（現ヨーロッパ中央銀行総裁）は、前職のフランス財務相時代の行為についてフランスで刑事訴訟を提起され、フランス共和国裁判所（閣僚の刑事責任を扱う裁判所）の [2016 年 12 月 19 日判決](#)により有罪（ただし刑罰なし）とされた。この訴訟が可能になったのは、Lagarde 本人の要請により IMF が免除を放棄したからである（[報道](#)による）。

⁹ スイスは、本件判決後の [2012 年に専門機関特権免除条約に加入](#)（リンク先 PDF2 枚目）した。

- 仮に同条約（あるいはそれを反映したとされる慣習国際法）が適用されるとしても、
- ✧ 同条約附属書 II において IMF は IMF 協定以上の特権免除を有さないことを明示している。
- ✧ Strauss-Kahn は訴訟時点において辞職しており、外交官と同様の特権免除を有するとすると、[外交関係条約](#) 39 条 2 項（に反映されている慣習国際法）が適用されることになるため、IMF 協定 9 条 8 項(i)と結局同じことになる。
- 本件で問題になっている行為が職務中の行為であるとは Strauss-Kahn も主張していない。

その後 2012 年 12 月 10 日に和解が成立したため、本件の実体判断は下されていない。

上記のとおり、国際機構の職員が享有する免除について一般論を展開するのは危険であり、適用される条約の具体的規定を個別に丁寧に見て行く必要がある。その必要性を改めて示したのが、国際司法裁判所の元裁判官が享有する免除の範囲に関する東京地裁 2023（令和 5）年 3 月 16 日判決（判決文は KULASIS に掲載）¹⁰である。同判決は、「一般には、国際機関の特権免除が認められる趣旨は、……」との一般論にも触れてはいるが、あくまで議論の中心は、[国際司法裁判所規程](#) 32 条 8 項の allowances/allouées に同条 7 項の retirement pensions/pensions が含まれるか、という解釈問題である。

国際機構の職員が有する人権との関連で訴訟になることもある。ヨーロッパ人権裁判所 [Akay v. Türkiye 判決（2024 年）](#) では、[国際刑事裁判所残余メカニズム](#)（IRMCT）の裁判官（当時）が、国籍国トルコにおけるクーデターの試み（2016 年）に関与したとの疑いで逮捕され、武装テロ集団の構成員を処罰する[トルコ刑法](#) 314 条 2 項に基づいて懲役 7 年 6 か月の有罪判決を受けたことが[ヨーロッパ人権条約](#) 5 条（人身の自由）、8 条（私生活の保護）に違反するとの申立てが扱われた。IRMCT 規程（[安保理決議 1966\(2010\)](#) の Annex）29 条によれば、同メカニズム裁判官には国連特権免除条約（上記）が適用され（同条 1 項）、裁判官は「国際法に従って（in accordance with international law）」免除を享有する（同条 2 項）。しかし、アンカラ重罪裁判所（第一審）判決（2017 年）は本件行為が国連特権免除条約 18 項(a)にいう acts performed by them in their official capacity ではないことを理由に、アンカラ控訴裁判所（第二審）判決（2018 年）そしてトルコ憲法裁判所決定（2019 年）は同 15 項が国際機構への代表員が国籍国との関係で免除を享有しないと定めていることを理由に、それぞれ免除を認めなかった（人権裁判所判決パラ 58, 60, 70）。これに対し、ヨーロッパ人権裁判所は、IRMCT 規程 29 条 2 項に触れつつ、以下のように述べる。

¹⁰ 黒神直純「判批」『令和 5 年度重要判例解説』[ジュリスト](#) 1597 号（2024 年）267 頁。

121. The Court cannot but note that the only provision of the General Convention¹¹ which contains an identical choice of words to those in Article 29 of the Statute is Article V, Section 19, which confers full diplomatic immunity (that is diplomatic immunity *ratione personae*) on certain high-ranking UN officials, including the UN Secretary-General. Accordingly, based on the ordinary meaning of the very wording of the relevant instruments, read in context, he appears to have enjoyed full diplomatic immunity, including, inter alia, personal inviolability and not being subject to any form of arrest or detention for the duration of his term of office as a judge [...].

128. [...] the Court finds that there are strong arguments for concluding that a judge of an international court is not a representative of a member State to an organ of the UN, that being incompatible with the very independence that defines a judge and judiciary, be it national or international. More concretely, the judges of the Mechanism are not to represent the States nominating them for election to the principal and subsidiary organs of the UN under the applicable rules.

129. In light of the above, the Court finds that the domestic courts' interpretation on the applicant's diplomatic immunity was neither foreseeable nor in keeping with the requirements of the principle of legal certainty under Article 5 § 1 of the Convention.

さらに裁判所は同じ理由で 8 条の違反も認定した（パラ 144-145）。

その一方で、裁判所はトルコに損害賠償義務（ヨーロッパ人権条約 46 条）を認定しつつ、身柄釈放請求（パラ 147）は却けた（パラ 150）。裁判所は明示していないが、判決時点において申立人が IRMCT 裁判官ではなくなっていたことがその根拠と思われる。国連事務総長は、本件申立人（および再任拒否者）を除く IRMCT 裁判官全員の再任を 2018 年に決定していた（[S/2018/652](#)。再任決定根拠規定は IRMCT 規程 10 条 3 項）。本件申立人が除外された理由は自国（トルコ）において最上級審裁判官に必要とされる資格を失ったとトルコが通知してきたからである（[S/2018/626](#)）。この決定に対しては IRMCT 所長が以下のような[批判声明](#)を發表している。

[T]he acquiescence to the position advanced by the Government of Turkey represents a de facto acceptance of a State's actions undertaken in contravention of the diplomatic immunity asserted by the United Nations, a dangerous precedent to set.

3. 裁判を受ける権利との関係

免除が一定の場合に認められることにそれなりの理由があるとしても、国際機構の相手方当事者にとっては正当化しがたい不利益を生むことはないだろうか。たとえば、日本で問題となった事例が【事例 1】である。注目すべきは、この決定の末尾にある「（もっとも遺憾ながらかかる手続は未だ定められていないようである。）」という部分である。

これに対し、【事例 2】は裁判を受ける権利の観点から免除が否定される可能性を示

¹¹ 国連特権免除条約のこと。

し、【事例 3】は実際に免除を否定した。しかし、【事例 4】【事例 5】【事例 6】は、同様の類型の事実関係について、それぞれ異なる理由付けに基づいて免除を肯定した。ところが、【事例 7】は【事例 2】と同じような判断を示している。

これらは裁判権免除に関する事例であるが、執行免除につき、【事例 8】は興味深い判断を示している。

これらのうち、どの立場が適切だろうか。あるいは、別のより良い解決策があるのだろうか。被害者（と主張する者）の保護、および関連条約規定の両方を考慮に入れて、考えてみよう¹²。

【事例 1】 国連大学事件東京地方裁判所決定 1977〔昭和 52〕年 9 月 21 日判時 884 号 77 頁【判例国際法（第 3 版）32】

債権者 X
債務者 国際連合大学
右代表者学長 Y

主文

債権者の申請を却下する。
申請費用は債権者の負担とする。

理由

一 本件申請は、債権者が国際連合大学を債務者として、「債務者は債権者を債務者の職員として処遇しなければならない」との仮処分を求めるものであり、その理由の要旨は、「債権者は債務者に昭和五一年一〇月四日から秘書として採用され勤務してきた者であり、その雇用期間（フィックス・ターム）は三ヶ月となっていたが、特段の事情のない限り期間満了と共に更新される（更新後の期間は一年となる）ものとして採用されたのである。しかるに債務者は同年一二月二日債権者に対し右雇用契約を昭和五二年一月四日以降更新しない旨の意思表示をした。しかし右更新拒絶（実質的には解雇である）は何ら正当な事由に基づかないものであるから、解雇権の濫用ないし更新拒絶権の濫用として無効であり、債権者は昭和五二年一月四日以降もいぜんとして債務者の職員としての権利を有する。債権者は債務者に対しその旨の確認訴訟

¹² 水島朋則『主権免除の国際法』（名古屋大学出版会、2012 年）〔第 10 章 他の請求処理手続の不存在を理由とする主権免除否定論〕、岡田陽平「[国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利](#)」国際協力論集 24 巻 2 号（2017 年）15 頁。

を提起する予定であるが、その判決確定に至るまで債務者の職員として取扱われないでは著しい損害を蒙るので、本件地位保全の仮処分を求める。」というのである。

二 そこでまず、国際連合大学（以下国連大学という）が国際連合（以下国連という）とは独立した法人格（当事者能力）を有するか否かが問題である。

国連大学は昭和四八年一二月六日第二八回国連総会において採択された国連大学憲章に基づき設立され、東京にその本部が設置されることになったものであるが、右設立は国連憲章七条二項、二二条に基づくものであり、従って国連大学は国連の補助機関である。そして国連が国連の特権及び免除に関する条約（昭和三八年四月一八日条約一二号）一条一項により、専門機関が専門機関の特権及び免除に関する条約（右同日条約一三号）二条三項により、それぞれ条約上法人格を有し当事者能力を有することが定められているが、国連大学についてはかかる条約上の規定は存しない（国連大学憲章は条約でないからわが国に対する拘束力を有しない。）。このことからみると、国連大学は単に国連の一機関であって、法人格（当事者能力）は国連にのみ帰属すると解する余地がないわけではない。しかしながら他方、内部的にみると、国連大学憲章によって、国連大学は国連の機関ではあるが国連組織の中で自治を享有するものとされ（二条一項）、大学の経費は各国政府、財団等の拠出金又はその収益によりまかなうものとされ（九条一項）、学長には一定の範囲で職員の任命権（八条）及び代表権（二条二項）が認められ、さらには独立自治的機関として国連憲章一〇四条及び一〇五条並びに国連の地位、特権及び免除に関するその他の国際取極及び国連決議に規定する地位、特権及び免除を享有し、財産の取得、処分その他の法律行為を行い、協定、契約、取極を締結することができるものと定められている（一一一条一ないし三項）など、独立して国際的活動をする組織として定立されていることが認められ、また、わが国との関係においてみても、[国連大学本部に関する国連と日本国との間の協定（続）](#)（昭和五一年六月二二日条約七号）（以下大学本部協定という）は、国連大学が国連の機関として国連憲章及び国連の特権及び免除に関する条約によって与えられる利益並びに国連大学憲章によって与えられる利益を享受することを考慮して締結されている（前文）こと、大学が財産を取得したり売却したり収入を得たりすることを予定して課税免除に関する規定を設けている（七条）ことからみて、わが国としては、国連大学がわが国において権利義務の主体として活動することを当然の前提として右協定を締結したものと考えられるのである。

これらの事情によれば、国連大学はわが国法上独立した法人格として、訴訟上の権利能力を有するものと取扱うのが相当というべく、債権者が本件申請の相手方を国連大学とした点は、適法として是認できる。

三 次に、このように法人格を肯定される国連大学がわが国において訴訟手続からの免除を享有するか否かについて検討する。

国連が国連憲章一〇五条、国連の特権及び免除に関する条約二条二項により、また

専門機関が専門機関の特権及び免除に関する条約三条四項により、それぞれ訴訟手続の免除を享有する旨定められているのに比し、国連大学について免除特権を直接定めた条約はない（大学本部協定は大学本部職員等について免除特権を定めているが、大学自体のそれについては直接定めていない。）。しかしながら、国連に右のとおり免除特権を承認した趣旨は、国連という国際機構をしてその目的達成のための国際社会における活動を全からしめるところにあり、そして国連大学は国連の目的を達成するためにその機関として設立されたものであるから、右国連特権条約の趣旨は、国連自体のみならずかかる国連の機関についても（その機関が独立の法人格を有しないときは機関自体の特権を問題にする余地はないが、独立の法人格を有すると認められるときにも）免除特権を享有せしめる意味に解するのが相当であり、国連大学憲章一条一項は、国連大学が国連憲章一〇五条並びに国連の特権、免除等に関するその他の国際取極等による特権、免除を享有するものと定めているところ、それ自体条約としてわが国を拘束するものではないが、わが国が、大学本部協定を、「国連大学が国連の機関として国連憲章及び国連の特権及び免除に関する条約によって与えられる利益並びに国連大学憲章によって与えられる利益を享受すること」を前提として締結している（協定前文）ことは、右の解釈を裏付けるものといえることができる。

よって国連大学は、わが国法上、免除を明示的に放棄した特定の場合を除き訴訟手続からの免除を享有するものと解するほかはない。（因みに、前項判断のように国連大学に訴訟上の法主体性を認めることは、同大学に右免除特権の享有を承認することを前提として始めて肯定しうるところであって、右免除特権を認める法的根拠がないと判断するときは、必然的に右法主体性をも否定する——従って本件申請はその点で却下を免れない——ことにならざるをえないといえるべく、そうでなければ、国連憲章及び国連の特権及び免除に関する条約の趣旨にもとることになる。）。

四 そこで当裁判所は本件に関し、最高裁判所、外務省を通じ債務者に対し、右免除の放棄について照会したところ、債務者から、訴訟手続から免除されることを確認する旨の意思が伝達された。

そうすると、本件についてわが国の裁判所はこれを審理、裁判することができないから、本件申請は却下を免れない。（なお、債務者がわが国の訴訟手続から免除される結果、債権者の本件に関する救済は、国連組織内の異議申立手続ないし行政裁判所の手続、又は大学本部協定一四条二項に基づく国連大学が定める紛争解決手続（もっとも遺憾ながらかかる手続は未だ定められていないようである。）によるほかはないこととなる。）

よって、申請費用につき民訴法八九条を適用して、主文のとおり決定する。

（裁判官 濱崎恭生）

【事例 2】 Waite and Kennedy 事件¹³ [ヨーロッパ人権裁判所判決 1999 年 2 月 18 日](#)

民間会社から [ヨーロッパ宇宙機関（ESA）](#) の [ヨーロッパ宇宙活動センター（ESOC）](#) に派遣されていた原告は、派遣契約の終了が告げられた際、ESOC が所在するドイツにおける労働法の規定に基づき ESA の被用者としての地位確認を求める訴訟をドイツ裁判所に提起した。ドイツ裁判所は ESA の免除を認めて訴えを却下した。原告はヨーロッパ人権条約 6 条（裁判を受ける権利）の侵害を主張してヨーロッパ人権裁判所に訴えた。

68. For the Court, a material factor in determining whether granting ESA immunity from German jurisdiction is permissible under the Convention is whether the applicants had available to them reasonable alternative means to protect effectively their rights under the Convention.

69. The ESA Convention, together with its Annex I, expressly provides for various modes of settlement of private-law disputes, in staff matters as well as in other litigation [...].

Since the applicants argued an employment relationship with ESA, they could and should have had recourse to the ESA Appeals Board.¹⁴

【事例 3】 アフリカ開発銀行事件 [フランス破毀院判決 2005 年 1 月 25 日](#)

[アフリカ開発銀行](#) 職員として働いていたフランス人が解雇されたところ、その解雇を不当として争った。[アフリカ開発銀行設立協定](#) 52 条 1 項によれば、銀行はこのような場合、フランス（同協定当事国）の裁判所において免除を享有する。

[L]a Banque africaine de développement ne peut se prévaloir de l'immunité de juridiction dans le litige l'opposant au salarié qu'elle a licencié dès lors qu'à l'époque des faits elle n'avait pas institué en son sein un tribunal ayant compétence pour statuer sur des litiges de cette nature, l'impossibilité pour une partie d'accéder au juge chargé de se prononcer sur sa prétention et d'exercer un droit qui relève de l'ordre public international constituant un déni de justice fondant la compétence de la juridiction française lorsqu'il existe un rattachement avec la France.

【仮訳】アフリカ開発銀行は、自らが解雇した従業員との訴訟において、その事実が発生した時点において、自らの内部にその種の紛争を処理する権限を有する裁判機関を有しておらず、そのことは、紛争の一方当事者が自らの主張につき判断する権限を有する裁判官に訴え出ることができないことを意味し、それは、国際公序¹⁵に属する

¹³ 黒神直純「国際機構の免除と国際公務員の身分保障」坂元茂樹・薬師寺公夫（編）『[普遍的国際社会への法の挑戦〔芹田健太郎先生古稀記念〕](#)』（信山社、2013 年）629 頁。

¹⁴ ESA の Appeals Board は、2021 年に [Administrative Tribunal](#) と改称された。

¹⁵ 国際私法上の公序のことである。参照、櫻田嘉章『[国際私法〔第 7 版〕](#)』（有斐閣、2020 年）第 12 章。

権利行使ができないことを意味するため、裁判拒否¹⁶を帰結し、その結果、当該紛争がフランスと何らかの連結点¹⁷を有する場合には、フランス裁判所の管轄権が基礎づけられる。

【注記】フランスはその後 2022 年にこの結論を政令で定めるに至った（[ordonnance n° 2022-533](#), 7 条。フランス語が読めない者は自動翻訳を活用されたい）。

【事例 4】 スレブレニツァの母事件 [ヨーロッパ人権裁判所判決 2013 年 6 月 11 日](#)

スレブレニツァの虐殺の関連でのオランダの責任については既に議論した。その際、国連に対してもオランダで訴訟が提起されていて、オランダ最高裁が [2012 年 4 月 13 日の判決](#)において国連の免除を認めたことに触れていた。原告は、最高裁判決後、それが [ヨーロッパ人権条約](#) 6 条違反を構成するとして、ヨーロッパ人権裁判所に訴えた。ヨーロッパ人権裁判所は、以下のように述べて訴えを退けた¹⁸。

139. [...] (d) Where States establish international organisations in order to pursue or strengthen their cooperation in certain fields of activities, and where they attribute to these organisations certain competences and accord them immunities, there may be implications as to the protection of fundamental rights. It would be incompatible with the purpose and object of the Convention, however, if the Contracting States were thereby absolved from their responsibility under the Convention in relation to the field of activity covered by such attribution. [...]

[...]

154. The Court finds that since operations established by United Nations Security Council resolutions under Chapter VII of the United Nations Charter are fundamental to the mission of the United Nations to secure international peace and security, the Convention cannot be interpreted in a manner which would subject the acts and omissions of the Security Council to domestic jurisdiction without the accord of the United Nations. [...]

[...]

163. [...] [I]n *Waite and Kennedy* [...] the Court considered it a “material factor”, in determining whether granting an international organisation immunity from domestic jurisdiction was permissible under the Convention, whether the applicants had available to them reasonable alternative means to protect effectively their rights under the Convention. In the present case it is beyond doubt that no such alternative means existed either under Netherlands domestic law or under the law of the United Nations.

164. It does not follow, however, that in the absence of an alternative remedy the recognition of

¹⁶ 司法機関が行使すべき権限を行使しないこと。

¹⁷ これも国際私法上の概念である。櫻田・前掲注 15・20-21 頁、第 8 章。

¹⁸ 詳細は、坂本一也「[国連平和維持活動に関わる国連の裁判権免除について](#)」岐阜大学教育学部研究報告人文科学 64 巻 2 号（2016 年）21 頁、岡田・前掲注 12。

immunity is *ipso facto* constitutive of a violation of the right of access to a court. In respect of the sovereign immunity of foreign States, the ICJ has explicitly denied the existence of such a rule (*Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy: Greece intervening)*, § 101). As regards international organisations, this Court's judgment[] in *Waite and Kennedy* [...] cannot be interpreted in such absolute terms either.

165. There remains the fact that the United Nations has not, until now, made provision for “modes of settlement” appropriate to the dispute here in issue. [...] [T]his state of affairs is not imputable to the Netherlands. [...]

[...]

167. The Court cannot at present find it established that the applicants' claims against the Netherlands State¹⁹ will necessarily fail.

[...]

169. The above findings lead the Court to find that in the present case the grant of immunity to the United Nations served a legitimate purpose and was not disproportionate.

【事例 5】北西大西洋漁業機構事件 カナダ最高裁判決 [Amaratunga v. Northwest Atlantic Fisheries Organization](#), [2013] 3.S.C.R. 866.

[北西大西洋漁業機構（NAFO）](#)の事務次長であった原告は、2005 年に解雇され、損害賠償を求めて提訴した。被告はカナダの [NAFO Immunities Order](#)²⁰を援用して免除を主張した。原告は、[カナダ権利憲章](#) 2 条(e)や[自由権規約](#)（ICCPR）14 条にいう裁判を受ける権利を援用して免除の否定を主張した。

[57] In the case at bar, the appellant was the Deputy Executive Secretary of NAFO, the second in-command in the Secretariat. [...] That alone would be sufficient to conclude that immunity is required in this case in order for NAFO to perform its functions. [...] To allow employment-related claims of senior officials to proceed in Canadian courts would constitute undue interference with NAFO's autonomy in performing its functions and would amount to submitting its managerial operations to the oversight of its host state's institutions.

[...]

[60] The absence of a dispute resolution mechanism or of an internal review process is not, in and of itself, determinative of whether NAFO is entitled to immunity. [...] Furthermore, the European

¹⁹ 第 2 部 7. で扱ったオランダ裁判所におけるオランダに対する訴訟のこと。

²⁰ “The Organization shall [...] to such extent as may be required for the performance of its functions, have the privileges and immunities”（3 条 1 項）。

この order は、本件判決後 2023 年に廃止されている。現行の order は 2023 年に定められた [NAFO Privileges and Immunities Order, 2023](#) であり、2019 年に [NAFO とカナダとの間で締結された本部協定](#)（2023 年発効）に基づいている。

cases upon which the intervener relies arose in a different legal context, namely that of the [European Convention on Human Rights].

[61] As for the *Canadian Bill of Rights*, the “right to a fair hearing in accordance with the principles of fundamental justice for the determination of his rights and obligations” recognized in s. 2(e) does not create a substantive right to make a claim. Rather, it provides for a fair hearing if and when a hearing is held.

[62] The same holds true for the appellant’s argument based on art. 14 of the ICCPR [...]. Like s. 2(e) of the Canadian Bill of Rights, art. 14 creates a guarantee of a procedural nature. Furthermore, in its commentary on the ICCPR, the United Nations Human Rights Committee explains that a limitation on this right that is based on an immunity deriving from international law would not violate art. 14: General Comment No. 32, Article 14: Right to Equality Before Courts and Tribunals and to a Fair Trial, [U.N. Doc. CCPR/C/GC/32](#), August 23, 2007, at para. 18.

【事例 6】ハイチコレラ事件 米連邦控訴裁判所第二巡回区判決 [Georges v. United Nations](#), 834 F.3d 88 (2nd Cir. 2016).

ハイチに派遣された平和維持部隊 [MINUSTAH](#) のネパール構成員が持ち込んだコレラ菌により、ハイチでコレラが大流行し、9000 人以上が死亡した。2017 年 7 月 13 日に採択された [国連総会決議 71/161B](#) は、以下のような内容である。
The General Assembly,

[...]

Reiterating its grave concern at the outbreaks of cholera in Haiti, which have affected more than 800,000 people and resulted in over 9,000 deaths,

[...]

Recognizing also that the United Nations bears a moral responsibility to the victims of the cholera epidemic in Haiti and to their families, as well as to supporting Haiti in overcoming the epidemic and building sound and sustainable water, sanitation and health systems,

[...]

2. *Reaffirms* its support for the new United Nations approach to cholera in Haiti, including the establishment of the [United Nations Haiti cholera response multi-partner trust fund](#);

国連側でこのような対応がされつつある一方、ハイチでコレラに罹患したと主張する者らにより、損害賠償を求めて国連に対して米国裁判所に訴訟が提起された（本件提訴は上記国連決議採択前）。国連は国連特権免除条約 2 条に基づく免除を主張した²¹。原告は 29 条に予定されている手続が用意されていないこと、および、免除を認めると米

²¹ Strauss-Kahn 関連で言及した専門機関特権免除条約と異なり、[こちらの方にはアメリカ合衆国は当事国となっている](#)。

国憲法上保障される裁判を受ける権利が否定されてしまうことを理由に、免除を否定することを求めた。第一審で敗訴した原告が控訴したところ、控訴審は次の判決を下した（上訴されず確定）。

[at 93-94] Section 2 of the CPIUN²² provides that the UN “shall enjoy immunity from every form of legal process except insofar as in any particular case it has expressly waived its immunity.” Especially when coupled with the compulsory “shall”— which “is universally understood to indicate an imperative or mandate”— Section 2’s “express mention of” the UN’s express waiver as a circumstance in which the UN “shall [not] enjoy immunity” negatively implies that “all other[]” circumstances, including the UN’s failure to fulfill its Section 29 obligation, are “exclude[d].” It necessarily follows that the UN’s fulfillment of its Section 29 obligation is not a condition precedent to its Section 2 immunity.

[at 98] As we stated in *Brzak v. United Nations*²³, in which we rejected a virtually indistinguishable challenge to an application of Section 2 of the CPIUN, plaintiffs’ argument does little more “than question why immunities in general should exist.” But “legislatively and judicially crafted immunities of one sort or another have existed since well before the framing of the Constitution, have been extended and modified over time, and are firmly embedded in American law.” Plaintiffs’ argument, if correct, would seem to defeat not only the UN’s immunity, but also “judicial immunity, prosecutorial immunity, and legislative immunity.”

【事例 7】MLD 対フィリピン事件 [自由権規約人権委員会見解 2024 年 7 月 18 日](#)

[アジア開発銀行](#)に勤務する申立人は、9年の勤務後に勤務成績不良を理由に解雇された。[同銀行行政裁判所](#)で解雇取消しを求めたが棄却され、フィリピン裁判所に訴えたがフィリピン裁判所は免除（[フィリピンとの本部協定](#) 3 条）を理由に却下した。

8.6 Taking into account the jurisprudence of international judicial bodies, the Committee observes that while international organizations have an international legal personality and enjoy jurisdictional immunities, the host State party may still have jurisdiction under the Covenant if the international organization does not provide a reasonable alternative means of dispute resolution.

9.6 Taking into account the jurisprudence of international judicial bodies, the Committee is of the opinion that where States establish international organizations in order to pursue or strengthen their cooperation in certain fields of activity, and where they transfer to those organizations certain competencies and accord them immunities, there may be implications as to the protection of fundamental rights. It would therefore be incompatible with the object and purpose of the Covenant if States parties were thereby absolved of their obligations under the Covenant in relation to the field of activity covered by such transfer.

9.8 Recalling the applicable threshold for the assessment of reasonable alternative dispute

²² 国連特権免除条約のこと。

²³ [Brzak v. United Nations](#), 597 F.3d 107 (2nd Cir. 2010). 国連難民高等弁務官の行為について国連に対して損害賠償が求められた事例。

resolution mechanisms provided by the international organizations, the Committee considers that the author has not supported with evidence the claim that the Bank's remedial mechanisms acted arbitrarily or denied the author access to justice or a fair trial. Consequently, the Committee finds that the author has not established that the internal review or the Administrative Tribunal proceedings suffered from any specific flaws, which would have obliged the State party to intervene.

【注記】自由権規約人権委員会は、【事例 2】には言及するものの、【事例 4】には触れていない。また、【事例 5】で援用されている自らの一般的意見 32 パラ 18 にも触れていない。

【事例 8】中央アフリカ諸国銀行事件 [フランス破毀院 2016 年 5 月 25 日判決](#)

Vu l'accord entre le gouvernement de la République Française et la Banque des États de l'Afrique Centrale (BEAC) relatif à l'établissement à Paris d'un bureau de la BEAC et à ses privilèges et immunités sur le territoire français, du 20 avril 1988 ;

Attendu, selon l'arrêt attaqué, rendu sur renvoi après cassation (1re Civ., 6 novembre 2013, pourvoi n° 12-20.709), qu'un conseil de prud'hommes a condamné la BEAC à payer à son ancien salarié, M. X..., une certaine somme à titre de rappels de salaires et de dommages-intérêts ; que ce dernier a fait pratiquer une saisie-attribution, le 20 avril 2010, sur le compte BNP Paribas de la BEAC ; que celle-ci a assigné M.X... devant un juge de l'exécution pour obtenir la mainlevée de la mesure, en se prévalant de son immunité d'exécution ;

Attendu que, pour rejeter la demande de mainlevée et décider que la mesure produirait ses effets, l'arrêt retient que le caractère absolu de l'immunité d'exécution restreint le droit d'accès à la justice de M. X... et que l'atteinte grave, rédhibitoire et définitive portée à son droit à un procès équitable pour l'exécution d'une décision de justice, alors qu'aucun recours effectif ne lui est offert, justifie que l'immunité d'exécution opposée par la BEAC soit écartée ;

Qu'en statuant ainsi, alors que le justiciable, qui se voit opposer le caractère absolu de l'immunité d'exécution d'une organisation internationale, dispose, par la mise en oeuvre de la responsabilité de l'Etat, d'une voie de droit propre à rendre effectif son droit d'accès à un tribunal, de sorte que le seul fait de ne pouvoir saisir les fonds de la BEAC, en France, ne constituait pas, au préjudice de M. X..., une restriction disproportionnée à ce droit, au regard du but légitime poursuivi par l'accord garantissant une immunité d'exécution à cette banque centrale pour faciliter l'accomplissement de ses missions, la cour d'appel a violé le texte susvisé ;

[...]

CASSE ET ANNULE, dans toutes ses dispositions, l'arrêt rendu le 5 mars 2015, entre les parties, par la cour d'appel de Versailles

【仮訳（抄訳）】

[中央アフリカ諸国銀行](#)の特権免除に関するフランスと同銀行との協定に鑑み、[……]
破毀院の 2013 年 11 月 6 日の判決により、同銀行が元職員 X に対する未払い給与の支払い義務を負うことが確認されていた。その後、X はその判決の執行を求めた。

原審（ヴェルサイユ控訴院 2015 年 3 月 5 日判決）は、執行に関して絶対免除を認めることは、X の裁判を受ける権利の重大・致命的・決定的な侵害であり、他の何らかの実効的な手続が存在しないのであれば、同銀行の免除を否定すべきであると判示した。

しかし、強制執行からの国際機構の絶対免除に直面した者は、国家責任を追及するという手続を利用することができ²⁴、それにより裁判を受ける権利が実現されることになる。したがって、同銀行の任務の円滑な遂行という、上記協定の正当な目的を考慮するならば、同銀行の資産に対する強制執行が認められないことは、X の裁判を受ける権利の過剰な制約を構成するものではない。

[……]

以上の理由により、ヴェルサイユ控訴院の 2015 年 3 月 15 日判決を破毀する。

4. 第三国との関係

ここまでに見た例と異なるやや特殊な事例が国際刑事裁判所（ICC）について生じている。ICC については第 4 部で学ぶが、免除についてのみここで議論しておこう。

- [ICC 規程](#) 48 条 2 項・3 項
- [ICC 当事国リスト](#)

2020 年 6 月 11 日に、[トランプ米大統領は、ICC の職員に「制裁」を科す大統領執行命令 13928 に署名](#)した。「制裁」措置を理由については[同命令](#)前文を、具体的内容については Section 1(a)および Section 4 を、それぞれ参照されたい。

これに対し、ICC はただちに[抗議声明](#)を発表した。しかし、声明中に「国際法違反」との表現は見られない。また、[EU 上級代表](#)も抗議声明を発表しているが、そこでも「国際法違反」という言葉は使われていない。他方で、国連人権理事会により任命された人権特別報告者が連名で発表した[抗議文](#)の中では、米の措置について、

The use of unilateral sanctions against international judges and international civil servants constitutes a clear violation not only of their privileges and immunities, but also of a broad spectrum of rights of the targeted individuals [...].

との批判がなされている。

²⁴ この部分は、外国国家（クウェート）の執行免除との関係で、やはり給与未払いの訴訟において国家（フランス）の賠償責任を認めた[フランス国務院決定 329877 号](#)（2011 年 10 月 14 日）を前提とした判断である。ヨーロッパ人権裁判所は、フランスのこの判例法は、被害者と主張する者の裁判を受ける権利を保障する（フランスを訴える訴訟が別途可能になる）と評価している。[NML Capital c. France](#), Requête n° 23242/12, Décision, le 13 janvier 2015, para. 26.

この制裁措置は、政権交代後の [2021 年 4 月 1 日に解除](#)された。ICC はただちに[歓迎声明](#)を発表した。日本は、2020 年には米を批判しなかったが、制裁措置の解除については[歓迎声明](#)を発表した。なお、2024 年 11 月 21 日の[ネタニヤフ・イスラエル首相らに対する逮捕状発給](#)については、米は[批判声明](#)を出しているものの、2024 年 11 月現在では「制裁」措置は執っていない

さらに、2023 年 3 月 17 日に、ICC は[プーチン・ロシア大統領らについて逮捕状](#)を発した。これに対して、[ロシアは ICC 所長らに対して逮捕状を発給](#)している。このロシアの行為に対しては[国連高等弁務官らが抗議して逮捕状の取り下げを求めている](#)。

米の 2020 年の措置あるいはロシアによる逮捕状発給は国際法違反であるか。そうだとすると、どのような国際法規則に違反しているのか。そうでないとすると、どういう理由によるか。

以上